

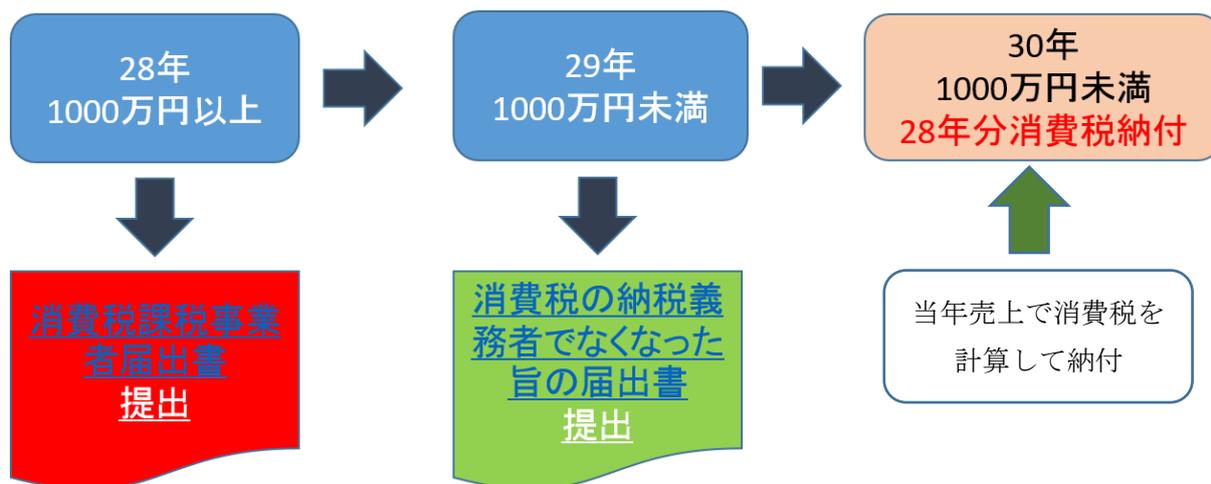
消費税課税事業者とは？

基準期間（通常は1月から12月）の課税売上高（一般的な勘定科目は「売上」）が1,000万円を超える事業者は2年後に事業者となります。

消費税課税事業者となった場合は、速やかに最寄りの税務署に「[消費税課税事業者届出書](#)」を提出します。

例えば、平成28年の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、平成30年から消費税課税事業者となります。

平成29年、平成30年が、課税売上高（一般的な勘定科目は「売上」）が1,000万円以下の場合は、「[消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書](#)」を速やかに最寄りの税務署に提出します。



仕入控除税額の計算方法の選択

消費税課税事業者は、計算方法の選択をする必要があります

1. 一般課税：課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（以下「仕入控除税額」）を控除した金額を納付します

消費税の納付税額＝課税売上げに係る消費税額－課税仕入れ等に係る消費税額（実額）

2. 簡易課税：課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します

消費税の納付税額＝課税売上げに係る消費税額－（課税仕入れ等に係る消費税額（実額）×みなし仕入率）

上記、1と2では、仕入控除税額の計算方法が異なります。

納付税額の計算方法

1. 国税の消費税（6.3%）の計算

●消費税額＝（課税売上げに係る消費税額 課税売上高×6.3%）－
（課税仕入れ等に係る消費税額 課税仕入高（税込み）×（6.3/108））

2. 地方消費税（1.7%）の計算

●地方消費税＝消費税額×（17/63）

3. 納付税額の計算

●納付税額＝消費税額納＋付税額

「消費税のあらまし」 平成28年6月 国税庁より抜粋

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/pdf/all.pdf>